

## 那須南病院訪問看護ステーション運営規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、南那須地区広域行政事務組合立那須南病院（以下「病院」という。）が設置する訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が実施する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

**第2条** 主治医が疾病や負傷等により訪問看護の必要を認める者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

**第3条** ステーションの職員（以下「職員」という。）は、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立った訪問看護の提供に努めるものとする。

2 事業の運営にあたっては、関係市町及び地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称及び所在地)

**第4条** 事業を行うステーションの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 那須南病院訪問看護ステーション
- (2) 所在地 栃木県那須烏山市中央3丁目2番13号

(職員の職種、員数及び職務内容)

**第5条** ステーションに次の職員を置く。

- (1) 管理者：看護師 1人
- (2) 看護職員：常勤換算で看護師 2.5人以上
- (3) リハビリ専門職：必要に応じた適当数

2 管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。

3 看護職員及びリハビリ専門職は、主治医の指示書及び訪問看護計画書に基づき訪問看護を行い、実施事項等を報告する。

4 前2項の規定に関わらず、職員は管理上支障がない場合は、病院の職務に従事することができるものとする。

(運営日及び運営時間)

**第6条** ステーションの運営日及び運営時間は次のとおりとする。

(1) 運営日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 運営時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、訪問看護を実施する時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、ステーションは、常時、訪問看護の利用者及びその家族等からの連絡、相談等を受けることが可能な体制を整えるものとする。

(訪問看護の提供方法)

**第7条** 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者が主治医に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、職員が訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター又は関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

**第8条** 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状及び障害の観察
- (2) 清拭、洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排せつ等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防及び処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(緊急時等における対応方法)

**第9条** 職員は訪問看護の実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当をし、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。

2 主治医への連絡が困難な場合には、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

3 前2項の処置を講じた場合には、速やかに管理者及び主治医に報告するものとする。

(利用料等)

**第10条** ステーションは、基本利用料として南那須地区広域行政事務組合病院事業の設置等に関する条例（令和6年南那須地区広域行政事務組合条例第7号）第5条に規定する額を利用者から徴するものとする。ただし、次条で規定する通常の実施地域内の利用者（介護保険適用户）にかかる自動車使用料は徴収しない。

2 ステーションは、事業の提供を開始するに当たり、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用料の内容及び金額について説明を行い、同意を得るものとする。

3 ステーションは、利用料の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、その内容を示した領収書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

**第11条** 通常の事業の実施地域は、那須烏山市及び那珂川町とする。ただし、病院長が必要と認めるときは、実施地域を越えて事業を実施することができる。

(相談・苦情対応)

**第12条** ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、訪問看護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から5年間保存する。

(事故発生時の対応)

**第13条** ステーションは、事業の提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに関係市町、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から5年間保存する。

(衛生管理)

**第14条** ステーションは、職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、ステーションの設備、備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 ステーションは、ステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知する。

(2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

**第15条** ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知する。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定等)

**第16条** ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護等の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 ステーションは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 ステーションは、定期的業務事業計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

**第17条** ステーションは、職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとし、業務体制について検証及び整備を行うものとする。

2 職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

3 ステーションは、訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- 4 この規程に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、病院長と管理者が協議して定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、令和6年11月1日から施行する。